



平成 21 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 秦 範男
(J A S D A Q ・ コード 6 3 4 7)
問合せ先 取締役 権田 和睦
電話 0 4 8 - 7 9 8 - 0 2 2 2

内部統制監査報告書に関する監査意見不表明についてのお知らせ

当社は本日、監査法人ブレインワークより、平成 21 年 3 月期の内部統制報告書に添付される内部統制監査報告書について、「意見を表明しない」旨が記載された内部統制監査報告書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

1. 監査を実施した監査法人の名称

監査法人ブレインワーク

2. 内部統制監査報告書の内容

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 2 項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プラコーの平成 21 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、下記事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。

記

会社は、内部統制報告書に記載のとおり、重要な評価手続ができなかった。会社は当該評価範囲の制約による影響により財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断しており、監査手続の実施への影響が重要であることにより、当監査法人は、株式会社プラコーの平成 21 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制について、内部統制報告書に対す

る意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

当監査法人は、内部統制報告書において評価範囲の制約とされた当該内部統制の財務報告に与える影響の重要性に鑑み、株式会社プラコーの平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと表示した上記の内部統制報告書が、財務報告に係る内部統制の評価について、適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。

3. 内部統制監査報告書の受領日

平成21年6月30日

4. 財務諸表の監査報告書における監査意見

独立監査法人の監査報告書は無限定適正意見となっております。

5. 会社の今後の対応

当社は財務報告に係る内部統制の評価について、重要な評価手続が実施できませんでした。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制の評価結果を表明できないと判断いたしました。

実施できなかった重要な評価手続は以下の通りであります。

- ・ 全社的な内部統制の評価手続
- ・ 業務プロセスに係る内部統制の評価手続

重要な評価手続が実施できなかった理由は、全従業員が約80名で少人数であり、また、間接部門を中心に人員を削減しており、経理及び財務の知識・経験を有した者を上記の評価手続に従事させることが困難であったためであります。

このことを十分に認識したうえで、当社は翌事業年度における財務報告に係る内部統制の評価結果を改善するため内部監査室を設置し、従業員の中から専従者1名を新たに選任し、内部監査人、各業務担当従業員による内部統制体制の拡充を図ることにいたします。

以上